

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「30万8,300円」を「30万8,600円」に改める。

第25条第1項中「2万円」を「2万1,000円」に改める。

第31条第2項第1号中「それぞれの」を「それぞれその」に、「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附則第37項中「100分の1.35」を「100分の1.425」に、「100分の1.65」を「100分の1.725」に、「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改める。

別表第1中

「

1	134,300	194,300	248,900	319,900	352,300	398,200	437,300	456,500
2	135,400	196,400	251,000	322,400	354,900	400,700	440,300	459,600
3	136,500	198,500	253,100	324,900	357,500	403,200	442,900	462,300
4	137,600	200,600	255,200	327,300	360,100	405,700	445,900	465,400
5	138,600	202,700	257,300	329,000	362,400	408,000	448,800	468,300
6	139,700	204,800	259,400	331,400	365,100	410,500	451,700	471,300

7	140,800	206,900	261,500	333,700	367,800	413,000	454,600	474,300
8	141,900	209,000	263,600	336,100	370,600	415,500	457,500	477,300
9	143,000	211,000	265,600	337,600	372,900	417,700	460,100	479,900
10	144,300	213,200	267,700	339,900	375,600	420,100	463,000	482,900
11	145,600	215,400	269,800	342,200	378,300	422,600	465,900	485,900
12	146,900	217,600	271,900	344,500	380,900	425,000	468,800	488,900
13	148,100	219,600	273,900	345,900	383,200	427,200	471,300	491,500
14	149,500	221,800	276,000	348,200	385,600	429,400	473,600	493,800
15	150,900	224,000	278,100	350,500	388,000	431,600	475,900	496,100
16	152,300	226,200	280,200	352,800	390,400	433,800	478,200	498,400
17	153,700	228,300	282,000	354,500	392,600	435,700	480,200	500,400
18	155,100	230,500	284,200	356,700	394,800	437,700	481,600	501,900
19	156,500	232,700	286,300	358,700	397,000	439,700	483,000	503,400
20	157,900	234,900	288,400	360,900	399,200	441,700	484,400	504,900
21	159,300	237,000	290,300	362,400	400,900	443,200	485,500	506,100
22	161,900	239,200	292,500	364,400	403,000	444,800	486,900	507,600
23	164,500	241,400	294,600	366,400	405,100	446,400	488,300	509,100
24	167,100	243,600	296,700	368,400	407,200	448,000	489,700	510,600
25	169,700	245,700	298,700	370,100	409,100	449,300	491,000	511,700
26	171,300	247,900	300,800	372,200	410,800	450,900	492,200	512,900
27	172,900	250,100	302,900	374,000	412,600	452,500	493,400	514,100
28	174,500	252,300	305,100	376,100	414,300	454,100	494,600	515,300
29	176,100	254,300	306,800	378,000	415,700	455,600	495,600	516,600
30	177,500	256,500	309,000	379,800	417,200	456,600	496,400	517,600
31	178,900	258,700	311,200	381,600	418,700	457,600	497,200	518,600
32	180,300	260,900	313,400	383,400	420,200	458,600	498,000	519,600
33	181,600	262,900	315,300	385,000	421,700	459,200	498,800	520,100
34	183,100	265,000	317,400	386,600	423,200	460,100	499,500	520,900
35	184,600	267,100	319,500	388,200	424,700	461,000	500,200	521,700
36	186,100	269,200	321,600	389,800	426,200	461,900	500,900	522,500
37	187,200	271,100	323,600	391,300	427,300	462,700	501,500	523,100

を

38	189,000	273,200	325,700	392,500	428,200	463,600	502,100	523,800
39	190,800	275,300	327,800	393,700	429,100	464,400	502,700	524,400
40	192,600	277,400	330,000	395,000	430,000	465,300	503,400	525,200

」

「

1	135,600	194,300	248,900	319,900	352,300	398,200	437,300	456,500
2	136,700	196,400	251,000	322,400	354,900	400,700	440,300	459,600
3	137,800	198,500	253,100	324,900	357,500	403,200	442,900	462,300
4	138,900	200,600	255,200	327,300	360,100	405,700	445,900	465,400
5	139,900	202,700	257,300	329,000	362,400	408,000	448,800	468,300
6	141,000	204,800	259,400	331,400	365,100	410,500	451,700	471,300
7	142,100	206,900	261,500	333,700	367,800	413,000	454,600	474,300
8	143,200	209,000	263,600	336,100	370,600	415,500	457,500	477,300
9	144,300	211,000	265,600	337,600	372,900	417,700	460,100	479,900
10	145,600	213,200	267,700	339,900	375,600	420,100	463,000	482,900
11	146,900	215,400	269,800	342,200	378,300	422,600	465,900	485,900
12	148,200	217,600	271,900	344,500	380,900	425,000	468,800	488,900
13	149,400	219,600	273,900	345,900	383,200	427,200	471,300	491,500
14	150,800	221,800	276,000	348,200	385,600	429,400	473,600	493,800
15	152,200	224,000	278,100	350,500	388,000	431,600	475,900	496,100
16	153,600	226,200	280,200	352,800	390,400	433,800	478,200	498,400
17	155,000	228,300	282,000	354,500	392,600	435,700	480,200	500,400
18	156,400	230,500	284,200	356,700	394,800	437,700	481,600	501,900
19	157,800	232,700	286,300	358,700	397,000	439,700	483,000	503,400
20	159,200	234,900	288,400	360,900	399,200	441,700	484,400	504,900
21	160,600	237,000	290,300	362,400	400,900	443,200	485,500	506,100
22	163,200	239,200	292,500	364,400	403,000	444,800	486,900	507,600
23	165,800	241,400	294,600	366,400	405,100	446,400	488,300	509,100
24	168,400	243,600	296,700	368,400	407,200	448,000	489,700	510,600
25	171,000	245,700	298,700	370,100	409,100	449,300	491,000	511,700
26	172,600	247,900	300,800	372,200	410,800	450,900	492,200	512,900

に

27	174,200	250,100	302,900	374,000	412,600	452,500	493,400	514,100
28	175,800	252,300	305,100	376,100	414,300	454,100	494,600	515,300
29	177,400	254,300	306,800	378,000	415,700	455,600	495,600	516,600
30	178,800	256,500	309,000	379,800	417,200	456,600	496,400	517,600
31	180,200	258,700	311,200	381,600	418,700	457,600	497,200	518,600
32	181,600	260,900	313,400	383,400	420,200	458,600	498,000	519,600
33	182,900	262,900	315,300	385,000	421,700	459,200	498,800	520,100
34	184,200	265,000	317,400	386,600	423,200	460,100	499,500	520,900
35	185,500	267,100	319,500	388,200	424,700	461,000	500,200	521,700
36	186,800	269,200	321,600	389,800	426,200	461,900	500,900	522,500
37	187,900	271,100	323,600	391,300	427,300	462,700	501,500	523,100
38	189,500	273,200	325,700	392,500	428,200	463,600	502,100	523,800
39	191,100	275,300	327,800	393,700	429,100	464,400	502,700	524,400
40	192,700	277,400	330,000	395,000	430,000	465,300	503,400	525,200

」

改める。

別表第2 医療職給料表ア医療職給料表（1）中

「

1	296,200	392,700	474,700
2	300,200	396,000	477,200
3	304,200	399,300	479,700
4	308,200	402,600	482,200
5	311,700	405,600	484,600
6	315,700	408,800	487,100
7	319,700	412,000	489,600
8	323,700	415,200	492,100
9	327,200	418,300	494,400
10	331,200	421,500	496,800
11	335,200	424,700	499,200
12	339,200	427,900	501,600
13	342,900	430,800	503,800

14	346,900	433,700	506,100
15	350,900	436,600	508,400
16	354,900	439,500	510,700
17	358,500	442,100	512,700
18	362,500	444,900	515,000
19	366,500	447,700	517,300
20	370,500	450,500	519,600
21	374,000	453,200	521,800
22	378,000	455,900	523,700
23	382,000	458,600	525,600
24	386,000	461,300	527,500
25	389,600	463,900	529,200
26	392,600	466,600	531,000
27	395,600	469,300	532,800
28	398,600	472,000	534,600
29	401,300	474,600	536,300
30	404,000	477,100	538,100
31	406,700	479,600	539,900
32	409,400	482,100	541,700

を

「

1	299,300	392,700	474,700
2	303,300	396,000	477,200
3	307,300	399,300	479,700
4	311,300	402,600	482,200
5	314,600	405,600	484,600
6	318,600	408,800	487,100
7	322,600	412,000	489,600
8	326,600	415,200	492,100
9	329,800	418,300	494,400
10	333,800	421,500	496,800

」

11	337,800	424,700	499,200
12	341,800	427,900	501,600
13	345,200	430,800	503,800
14	349,200	433,700	506,100
15	353,200	436,600	508,400
16	357,200	439,500	510,700
17	360,500	442,100	512,700
18	364,400	444,900	515,000
19	368,300	447,700	517,300
20	372,200	450,500	519,600
21	375,300	453,200	521,800
22	379,200	455,900	523,700
23	383,100	458,600	525,600
24	387,000	461,300	527,500
25	390,500	463,900	529,200
26	393,400	466,600	531,000
27	396,300	469,300	532,800
28	399,200	472,000	534,600
29	401,800	474,600	536,300
30	404,400	477,100	538,100
31	407,000	479,600	539,900
32	409,600	482,100	541,700

に

改め、別表第2 医療職給料表イ医療職給料表（2）中

「

1	151,200	175,700	297,200	338,200
2	152,800	177,300	299,500	340,800
3	154,400	178,900	301,800	343,400
4	156,000	180,500	304,100	346,000
5	157,300	181,700	305,900	348,600
6	159,200	183,300	308,000	351,200

」

7	161,100	184,900	310,100	353,800
8	163,000	186,500	312,300	356,400
9	164,500	187,700	314,000	358,700
10	167,200	189,300	316,100	361,300
11	169,900	190,900	318,100	363,900
12	172,600	192,500	320,200	366,500
13	174,900	193,900	322,000	369,000
14	176,300	195,700	324,200	371,700
15	177,700	197,500	326,300	374,400
16	179,200	199,300	328,400	377,100
17	180,400	200,900	330,100	379,400
18	181,800	202,200	332,200	382,000
19	183,200	203,500	334,200	384,600
20	184,600	204,800	336,200	387,200
21	185,700	206,100	337,900	389,600
22	187,300	207,800	340,000	392,000
23	188,900	209,500	342,100	394,400
24	190,500	211,200	344,200	396,800
25	192,100	212,600	345,900	399,100
26	194,100	214,400	347,900	401,300
27	196,100	216,200	349,900	403,500
28	198,100	218,000	351,900	405,700
29	200,100	219,700	353,600	407,600
30	201,800	221,700	355,600	409,600
31	203,500	223,700	357,600	411,600
32	205,200	225,700	359,600	413,600

を

1	152,700	177,000	297,200	338,200
2	154,300	178,600	299,500	340,800
3	155,900	180,200	301,800	343,400

4	157,500	181,800	304,100	346,000
5	158,700	183,000	305,900	348,600
6	160,600	184,600	308,000	351,200
7	162,500	186,200	310,100	353,800
8	164,400	187,800	312,300	356,400
9	165,800	188,900	314,000	358,700
10	168,500	190,500	316,100	361,300
11	171,200	192,100	318,100	363,900
12	173,900	193,700	320,200	366,500
13	176,200	195,000	322,000	369,000
14	177,400	196,800	324,200	371,700
15	178,600	198,600	326,300	374,400
16	180,000	200,400	328,400	377,100
17	181,100	201,900	330,100	379,400
18	182,300	203,200	332,200	382,000
19	183,500	204,500	334,200	384,600
20	184,700	205,800	336,200	387,200
21	185,700	207,100	337,900	389,600
22	187,300	208,800	340,000	392,000
23	188,900	210,500	342,100	394,400
24	190,500	212,200	344,200	396,800
25	192,100	213,600	345,900	399,100
26	194,100	215,200	347,900	401,300
27	196,100	216,800	349,900	403,500
28	198,100	218,400	351,900	405,700
29	200,100	219,900	353,600	407,600
30	201,800	221,900	355,600	409,600
31	203,500	223,900	357,600	411,600
32	205,200	225,900	359,600	413,600

に

」

改め、別表第2 医療職給料表ウ医療職給料表（3）中

「

1	151,900	186,000	257,500	319,800	370,200
2	153,300	188,300	259,700	322,200	373,000
3	154,700	190,600	261,900	324,600	375,800
4	156,100	192,900	264,100	327,000	378,500
5	157,200	194,800	266,100	328,700	381,200
6	158,600	196,200	268,000	330,700	383,700
7	160,000	197,600	269,900	332,700	386,200
8	161,400	199,000	271,800	334,700	388,700
9	162,600	200,300	273,400	336,700	391,200
10	164,000	201,800	275,400	338,600	393,600
11	165,400	203,300	277,400	340,500	396,000
12	166,800	204,800	279,400	342,400	398,400
13	168,300	205,900	281,100	344,300	400,600
14	170,400	206,600	282,900	346,200	402,900
15	172,500	207,400	284,700	348,100	405,200
16	174,700	208,200	286,500	350,000	407,500
17	176,400	209,100	288,100	351,600	409,600
18	178,200	210,500	290,100	353,400	411,900
19	180,000	211,900	292,100	355,200	414,200
20	181,800	213,200	294,100	357,000	416,500
21	183,700	214,500	295,900	358,700	418,500
22	186,000	216,000	297,800	360,700	420,400
23	188,300	217,500	299,700	362,700	422,300
24	190,600	219,000	301,600	364,700	424,200

を

」

「

1	153,400	187,300	257,500	319,800	370,200
2	154,800	189,600	259,700	322,200	373,000
3	156,200	191,900	261,900	324,600	375,800
4	157,600	194,200	264,100	327,000	378,500

5	158,600	196,100	266,100	328,700	381,200
6	160,000	197,500	268,000	330,700	383,700
7	161,400	198,900	269,900	332,700	386,200
8	162,800	200,300	271,800	334,700	388,700
9	163,900	201,600	273,400	336,700	391,200
10	165,300	203,100	275,400	338,600	393,600
11	166,700	204,600	277,400	340,500	396,000
12	168,100	206,100	279,400	342,400	398,400
13	169,400	207,200	281,100	344,300	400,600
14	171,300	207,700	282,900	346,200	402,900
15	173,200	208,300	284,700	348,100	405,200
16	175,100	209,000	286,500	350,000	407,500
17	177,000	209,700	288,100	351,600	409,600
18	178,700	210,900	290,100	353,400	411,900
19	180,400	212,100	292,100	355,200	414,200
20	182,100	213,300	294,100	357,000	416,500
21	183,700	214,600	295,900	358,700	418,500
22	186,000	216,100	297,800	360,700	420,400
23	188,300	217,600	299,700	362,700	422,300
24	190,600	219,100	301,600	364,700	424,200

に

」

改める。

別表第3中

「

1	147,000	201,200	253,600	312,800	351,000
2	148,200	203,000	255,600	315,100	353,500
3	149,300	204,800	257,600	317,400	355,900
4	150,500	206,500	259,600	319,600	358,400
5	151,700	208,200	261,600	321,800	360,800
6	152,900	210,100	263,600	324,000	363,200
7	154,100	212,000	265,600	326,100	365,600

8	155,300	213,800	267,600	328,200	368,000
9	156,400	215,600	269,600	330,300	370,100
10	157,700	217,500	271,600	332,200	372,300
11	158,900	219,400	273,600	334,100	374,400
12	160,100	221,300	275,600	336,000	376,500
13	161,300	223,200	277,600	337,800	378,400
14	163,000	225,100	279,600	339,700	380,300
15	164,700	227,000	281,600	341,600	382,200
16	166,400	228,900	283,500	343,500	384,100
17	168,100	230,800	285,400	345,300	385,700
18	169,800	232,700	287,400	347,200	387,500
19	171,500	234,600	289,400	349,100	389,300
20	173,200	236,500	291,300	351,000	391,000
21	174,900	238,400	293,200	352,800	392,500
22	176,600	240,400	295,200	354,700	394,200
23	178,300	242,400	297,200	356,600	395,800
24	179,800	244,300	299,100	358,500	397,400
25	181,300	246,200	301,000	360,300	398,800
26	182,800	248,200	303,000	362,100	400,400
27	184,300	250,200	305,000	363,900	402,000
28	185,800	252,100	306,900	365,600	403,500
29	187,300	254,000	308,800	367,300	405,000
30	188,800	256,000	310,800	369,100	406,300
31	190,400	258,000	312,800	370,900	407,600
32	192,100	260,000	314,700	372,600	408,900

を

1	148,400	201,200	253,600	312,800	351,000
2	149,600	203,000	255,600	315,100	353,500
3	150,800	204,800	257,600	317,400	355,900
4	152,000	206,500	259,600	319,600	358,400

5	153,200	208,200	261,600	321,800	360,800
6	154,400	210,100	263,600	324,000	363,200
7	155,600	212,000	265,600	326,100	365,600
8	156,800	213,800	267,600	328,200	368,000
9	157,900	215,600	269,600	330,300	370,100
10	159,200	217,500	271,600	332,200	372,300
11	160,400	219,400	273,600	334,100	374,400
12	161,600	221,300	275,600	336,000	376,500
13	162,600	223,200	277,600	337,800	378,400
14	164,300	225,100	279,600	339,700	380,300
15	166,000	227,000	281,600	341,600	382,200
16	167,700	228,900	283,500	343,500	384,100
17	169,400	230,800	285,400	345,300	385,700
18	171,100	232,700	287,400	347,200	387,500
19	172,800	234,600	289,400	349,100	389,300
20	174,500	236,500	291,300	351,000	391,000
21	176,200	238,400	293,200	352,800	392,500
22	177,900	240,400	295,200	354,700	394,200
23	179,600	242,400	297,200	356,600	395,800
24	180,900	244,300	299,100	358,500	397,400
25	182,200	246,200	301,000	360,300	398,800
26	183,500	248,200	303,000	362,100	400,400
27	184,900	250,200	305,000	363,900	402,000
28	186,300	252,100	306,900	365,600	403,500
29	187,700	254,000	308,800	367,300	405,000
30	189,200	256,000	310,800	369,100	406,300
31	190,700	258,000	312,800	370,900	407,600
32	192,200	260,000	314,700	372,600	408,900

に

改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

」

第6条第4項中「職員を」を「職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第14条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第14条第3項中「前項第1号」の次に「及び第3号から第6号までのいずれか」を加え、「1万3,000円」を「1人につき6,500円」に、「から第5号までの」を「に該当する」に、「次条において「扶養親族である子、父母等」を「以下「扶養親族である子」に、「6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）」を「1万円」に改める。

第15条第1項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第28条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100

分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第28条第4項及び第5項」を「第28条第5項」に、「第31条第3項」を「第31条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条並びに附則第10項の規定 平成31年4月1日

(2) 第2条中第31条の改正規定（同条第2項に係る部分を除く。） 平成32年4月1日
(適用)

2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第13条の2第1項、第25条第1項及び別表第1から別表第3までの規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第31条第2項及び附則第37項の規定並びに第3条の規定による改正後の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正

後の任期付職員条例」という。) 第9条第2項から第4項までの規定は平成30年12月1日から適用する。

(平成30年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替前給料に係る経過措置)

- 6 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡市条例第124号。以下「旧改正条例」という。) 附則第8項の規定による給料を支給される職員で、その者の受ける給料月額が附則別表左欄に掲げる平成19年4月1日(次項及び附則第8項において「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた給料月額(附則別表において「切替前給料月額」という。)に対応する同表右欄に掲げる調整給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、旧改正条例附則第8項の規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の規定による給料を支給される職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第9項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、

当該職員には、旧改正条例附則第10項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年静岡市条例第 号）附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 10 平成32年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下この項において「第2条改正後給与条例」という。）第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至った場合を除く。）」

「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又とあるのは（3）扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職

（4）扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するは前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

に至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

3月31日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第3項

」

中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるの

は「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（委任）

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表

（1）行政職給料表の適用を受ける職員

切替前給料月額	調整給料月額
円	円
391,500	376,400
419,900	403,800

（2）医療職給料表（1）の適用を受ける職員

切替前給料月額	調整給料月額
円	円
618,900	618,900